

経営持続化支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている村内に住所を有する事業者へ、経営持続化のための支援金を支給します。

支給金額

下記の要件を満たす事業者に対し、

一律 **20万円**

支給対象

以下のすべての要件を満たす事業者が対象です。

- ① **檜原村内に事業所を有する事業者**
令和2年1月1日現在で法人、又は個人事業者が檜原村内に住所を有し、令和2年4月1日現在で事業を営み、今後も事業を継続する見込みであること
- ② **檜原村観光協会、又はあきる野商工会の会員**
申請時に新たに加入するものを含む
- ③ **新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等が減少**
前年度実績との比較
- ④ **申請時に村民税の滞納がないこと**
法人の場合は法人村民税、個人事業者は村都民税(住民税)

申請方法

支援金支給申請兼請求書及び添付書類を「檜原村観光協会事務局」に郵送
支援金支給申請兼請求書は檜原村観光協会窓口及び役場窓口(産業環境課)に置いてあります。
ウェブサイト(<https://hinohara-kankou.jp/sienkinsinsei/>)よりダウンロードも可能です。

提出書類

- ① 支援金支給申請兼請求書
- ② 影響度、真意を判断する「売上申告兼宣誓書」
- ③ 滞納の有無を判断する「前年度の納税証明書」
※ 村都民税(住民税)が課税されない個人事業者は「非課税証明書」
※ 役場窓口にて本申請に使用すると申し出れば手数料は無料で発行されます。
- ④ 事業経営を判断する「前年度の確定申告書」(写し)
※ 法人の場合は「確定申告書別表一」、個人事業者の場合は「確定申告書第一表」
書類審査時には、必要に応じて追加書類及び説明を求める場合がございます。

受付期間

令和2年5月15日(金)～7月15日(水)

※当日消印有効

提出先

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村403

一般社団法人 檜原村観光協会 事務局 宛

問合せ

電話 042-598-0069 【9:00～16:30 ※毎週火曜日を除く】

メール info@hinohara-kankou.jp

一般社団法人 檜原村観光協会

※ 本事業は「檜原村新型コロナウイルス感染症対策中小企業等経営持続化支援事業補助金」を受け実施しております。
なお、この支援金は課税対象となる場合がございます。